

令和3年1月14日

教職員 各位

四国医療専門学校 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る対応事項について（第3報）

1. 授業について

授業については、学生の学びの「場」としてのキャンパスライフの提供に努めることを目標とする。そのため、感染防止対策を徹底しながら対面授業を可能な限り行うこととし、遠隔授業においては、更なる質的向上に努める。

* 緊急事態宣言対象区域及び感染特別指定地域*¹から帰県後14日以内（土・休日を含む。以下同じ。）の授業については、原則対面では行わず、遠隔授業で行うこととする。

* 感染指定地域*²に関しては、原則感染防止対策を徹底しながら体面授業を可能な限り行うが、遠隔授業で行うことも良しとする。

（「緊急事態宣言対象区域」、「感染特別指定地域*¹」及び「感染指定地域*²」については、巻末参照）

（1）対面授業についての注意事項

1) 対面授業を実施する際には、以下の条件を満たす必要がある。

下記（2）『対面授業における感染防止対策』を徹底できること。

2) 不測の事態に備え、対面型で行う予定の科目も、遠隔授業の準備もしておく。

3) 種々の理由により対面授業を受講できない学生に対しては、「教育的配慮」を行う。

（2）対面授業における感染防止対策

1) 教室におけるソーシャルディスタンスを確保する。

2) 常時、窓やドアの開放など、換気を行う。

3) 対面で発話・発声を伴う場合は、2m以上離れ小声で行う。授業前後や昼食時等に学生が密になっている場合には、回避を指導する。

4) 教員、学生ともに、授業中のマスク等の着用、授業前後の手洗い消毒を励行する。

5) 授業開始時には、体調不良者を確認する。（体調不良者は、自宅で休養し、担任に連絡するよう指示する。その際、後日所定の欠席届申出書を提出するように伝える。）

6) 不測の事態（濃厚接触者の把握など）に備えて、学生の出席確認を徹底する。

7) 咳、発熱等、少しでも体調のすぐれない場合には、登校しないよう学生に周知する。

上記理由による欠席は、「正当な理由による授業欠席」として扱う。

8) 教員も、自身の体調不良を感じた場合には、授業を実施しない。

2. 出張・研修等について

1) 緊急事態宣言対象区域及び感染特別指定地域の出張・研修については、原則禁止とする。

ただし、学校長及び所属科・所属部等の長が、緊急、かつ、やむを得ないと判断した場合には、許可することができるものとする。

2) 感染指定地域への出張・研修については、その必要性を十分に精査し、学校長及び所属科・所属部等の長が、緊急、かつ、やむを得ないと判断した場合を除き、自粛する。

3) 海外渡航は、当面の間、原則禁止とする。

3. 勤務時間外の行動について

1) 緊急事態宣言対象区域及び感染特別指定地域への私事での移動・往来（帰省、旅行等）については、緊急、かつ、やむを得ない場合を除き、強く自粛を要請する。

2) 感染指定地域への私事での移動・往来（帰省、旅行等）についても、自粛を要請する。

3) 私事で、緊急事態宣言対象区域及び感染特別指定地域または感染指定地域に移動する場合は、事

前に、所属科・所属部等の長経由で学校長へ届出を行う。

4. 帰県後の行動について

- 1) 緊急事態宣言対象区域及び感染特別指定地域へ出張・研修により移動・往来した場合には、帰県後14日間は、原則、在宅勤務を行う。
- 2) 緊急事態宣言対象区域及び感染特別指定地域へ私事により移動・往来した場合には、帰県後14日間は、原則、自宅待機とする。この場合は欠勤（無給）とする。ただし、有給休暇・振替休暇の取得は可能とする。
- 3) 感染指定地域へ出張・研修により移動・往来した場合には、帰県後14日間は健康観察、不特定多数との接触を避ける等、感染拡大防止のための行動に留意する。
- 4) 感染指定地域へ私事により移動・往来した場合には、帰県後14日間は健康観察、不特定多数との接触を避ける等、感染拡大防止のための行動に留意する。
- 5) 前各号において、学校長及び所属科・所属部等の長が認めた場合には、例外的な対応を取ることができる。
- 6) 在宅勤務とは、所属科・所属部等の長が命じた業務を在宅で行うものをいう。

5. 来客・会食、その他について

- 1) 感染指定地域からの来客者との打合せについては、その必要性を十分に精査し、緊急かつ、やむを得ない場合を除き自粛してもらう。特に、緊急事態宣言対象区域及び感染特別指定地域からの来客者との打合せは強く自粛を要請する。
- 2) 学外者との打合せは（会場が学内外を問わず）、可能な範囲で、オンラインでの実施を行う。
- 3) 緊急事態宣言対象区域及び感染特別指定地域での会食は、強く自粛を要請する。やむを得ない場合には、徹底した対策をお願いする。
- 4) 感染指定地域での会食は、自粛を要請する。やむを得ない場合には、徹底した対策をお願いする。

* 「緊急事態宣言対象区域」については、内閣府のホームページをご参照ください。

<https://corona.go.jp/emergency/>

* 「感染特別指定地域」及び「感染指定地域」については、以下の URL にアクセスして各自確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

* 「感染特別指定地域」及び「感染指定地域」の基準等は、以下のとおり。

(*1) 「感染特別指定地域」

基準：各都道府県の直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり15人以上、かつ、感染経路不明割合が50%以上に該当する地域

(*2) 「感染指定地域」

基準：各都道府県の直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり5人以上、かつ、感染経路不明割合が50%以上に該当する地域

〈緊急事態宣言対象区域〉

- ・新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき、内閣総理大臣が発出し、緊急事態措置を講じる都道府県

〈感染特別指定地域〉

- ・基準日前日の1週間の10万人あたり感染者数が、15人以上、かつ、感染経路不明割合が50%以上の都道府県 ※週単位で変動在り。

(12月14日～12月20日) 東京都、大阪府、兵庫県

〈感染指定地域〉

- ・基準日前日の1週間の10万人あたり感染者数が、5人以上、かつ、感染経路不明割合が50%以上の都道府県 ※週単位で変動在り。

(12月14日～12月20日) 該当なし。